平成２９年（フ）第４５号
静岡県浜松市南区御給町143番地の４、前住所静岡県浜松市南区楊子町1100番地の１アーバンライフ楊子108号
債務者　太田　礼子（旧姓高岡）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７号
北海道紋別市落石町５丁目31番地の４
債務者　山口　力丸
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午前10時
旭川地方裁判所紋別支部

平成２９年（フ）第２２２６号
大阪市西淀川区姫里３丁目４番23―302号、前住所大阪市浪速区大国２丁目８番23―503号
債務者　工藤　匡晃
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８５号
静岡市駿河区広野２丁目８―27　パークサイドミチ201号、住民票上の住所静岡市葵区慈悲尾190番地の２
債務者　佐藤　康彦
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９７号
静岡市葵区あさはた２丁目３番74号、住居表示修正前の住所静岡市葵区北2393番地の７
債務者　長坂　恵里
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６号
岡山県瀬戸内市長船町福岡854番地　花屋旅館
債務者　鐘ケ江　剛
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６８号
岡山県瀬戸内市長船町西須恵126番地、住民票上の住所岡山県瀬戸内市長船町西須恵125番地１
債務者　中尾　　了
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４号
沖縄県石垣市字登野城742番地１
債務者　知念　朱美
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第５３６号
東京都八王子市楢原町386番地４ドーマ荻野205号
債務者　石原　秀樹
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１６５４号
福岡市東区雁の巣２丁目33番１―101号、前住所群馬県太田市飯塚町534番地１レオパレスシエル104号
破産者　三田　将弘
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６７５号
福岡市東区水谷３丁目11番９号
破産者　株式会社アルティー
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６７６号
福岡市東区水谷３丁目11番９号
破産者　パステルライト株式会社
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０９号
茨城県取手市桜が丘２丁目23番６号
破産者　有限会社茶蔵
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０７１号
（最後の住所）横浜市泉区和泉町7090番地４グランデ・ロータス参番館206号
破産者　亡小宮英男相続財産（開始決定時の表示小宮英男）
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６０７号
神奈川県大和市大和南２丁目２番４―203号
破産者　株式会社トラディション・ジャパン
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部